

弥富市学校給食調理業務委託  
プロポーザル実施要領

令和7年9月

弥富市教育委員会

# 弥富市学校給食調理業務委託プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

弥富市は、全小中学校において、それぞれ給食室を備え自校方式で給食を提供している。

本業務委託は、調理業務を民間委託し、経費の削減を図ることを目的とする。

### (2) 業務委託校

#### 【令和8・9年度】

	学校	所在地	電話番号
1	弥生小学校	弥富市鯛浦町下与太 142	(0567)65-0036
2	桜小学校	弥富市前ヶ須町南本田 425	(0567)67-0824
3	大藤小学校	弥富市芝井十四丁目 1175	(0567)68-8014
4	栄南小学校	弥富市狐地二丁目 163	(0567)68-8015
5	白鳥小学校	弥富市前ヶ平二丁目 1896-3	(0567)65-4771
6	十四山東部小学校	弥富市神戸二丁目 4	(0567)52-0054
7	十四山西部小学校	弥富市六條町大山 94	(0567)52-0078
8	日の出小学校	弥富市平島町西新田 181	(0567)55-8811
9	弥富中学校	弥富市鎌島七丁目 52-2	(0567)67-0319
10	弥富北中学校	弥富市鎌倉 62	(0567)65-4151

#### 【令和10年度】

	学校	所在地	電話番号
1	弥生小学校	弥富市鯛浦町下与太 142	(0567)65-0036
2	桜小学校	弥富市前ヶ須町南本田 425	(0567)67-0824
3	白鳥小学校	弥富市前ヶ平二丁目 1896-3	(0567)65-4771
4	日の出小学校	弥富市平島町西新田 181	(0567)55-8811
5	よつば小学校	弥富市六條町大山 94	(0567)52-0078
6	弥富中学校	弥富市鎌島七丁目 52-2	(0567)67-0319
7	弥富北中学校	弥富市鎌倉 62	(0567)65-4151

### (3) 業務内容

別紙「弥富市学校給食調理業務仕様書」を参照

### (4) 遵守する関係法令

①文部科学省「学校給食衛生管理基準」(平成21年4月施行)

②厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」

(平成9年3月24日衛食第85号別添)

(最終改正:平成28年10月6日付け生食発1006第1号)

③「学校給食の管理と指導 七訂版」

※①～③について、改訂された場合は、最新のものに準ずること。

## 2 業務期間

契約者決定から令和 11 年 7 月 31 日までとする。調理は、令和 8 年 8 月 1 日以降から実施するものとし、同年 7 月 31 日までの間は、習熟訓練期間とする。ただし、令和 10 年 4 月 1 日より、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の 4 校は再編され、よつば小学校になる。それに伴い、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校の調理業務委託期間を令和 10 年 3 月 31 日までとする。また、よつば小学校では、十四山西部小学校を増改築するため、令和 9 年 3 月 17 日から同年 9 月 30 日の間は、十四山東部小学校で十四山西部小学校の給食を調理し、配送する。(別紙「配送業務作業基準」のとおり。)

習熟訓練期間中は、市と他の事業者との間で調理業務委託契約が履行中のため、業務委託施設等を使用することはできない。

また、習熟訓練期間中に、委託者と受託候補者が協議し、業務引継期間を設定することとし、当該期間に係る経費は、受託候補者の負担とする。

なお、業務期間満了後、随意契約により継続して本業務の契約ができる保証はない。

## 3 参考事業規模額（提案上限金額）

555,750,000 円（消費税及び地方消費税を含む）【令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日の総額】

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとする。

## 4 支払条件

提案のあった見積合計金額を 3 年間に分け、さらに 12 カ月に分けた金額を、各月末終了後、請求に基づき支払う。なお、その按分については、予算の範囲内で市と受託候補者が別で協議の上、決定するものとする。

## 5 参加資格

- (1) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 1 条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者
- (2) 本業務委託を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 学校給食調理施設等の大量調理施設での実績を有していること。
- (4) 万一の事故（食中毒等）に備えて、損害賠償を確実に担保できること。
- (5) 令和 6・7 年度弥富市入札参加資格者名簿（物品・委託等）（分類：学校給食）に記載されていること。  
ただし、提案書提出期限までに記載されていれば可とする。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていないこと。民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生計画若しくは再生計画の認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (8) 令和5年8月1日以降に、入札参加者の責任により食品衛生に関し営業禁止、又は、停止の処分を受けていないもの。
- (9) 業務の履行に当たって、弥富市給食調理業務委託業者選定審査会で提案した人員配置計画について契約期間を通じて誠実に履行し、各校に配置すること。
- (10) 提案に関して談合等の不正行為がないこと。
- (11) 弥富市暴力団排除条例の関連規定に該当しないものであること。
- (12) 応募提案書類に虚偽の記載がないこと。
- (13) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為がないこと。

## 6 募集スケジュール

	項目	日程
1	公募の公告	令和7年9月30日（火）
2	募集関係書類書の配布開始	令和7年9月30日（火）
3	施設見学（希望する事業者のみ）	令和7年10月7日（火）
4	本業務委託に関する質問期限	令和7年10月14日（火）午後4時まで
5	上記質問に関する回答	令和7年10月28日（火）午後4時まで
6	参加申込書、企画提案書の受付	令和7年10月30日（木）午後4時まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年11月13日（木）
8	審査結果の通知	令和7年11月21日（金）
9	業務開始準備（習熟訓練期間）	契約者決定後～令和8年7月31日
10	契約の締結	令和7年度内
11	業務開始	令和8年8月1日（土）

## 7 提出書類について

- (1) 参加申込書および事業活動に関する書類
  - ① プロポーザル方式参加申込書（様式1）
  - ② 宣誓書（様式2）
  - ③ 定款、規則その他これらに類する書類
  - ④ 会社概要（法人登記簿謄本、会社のパンフレット等）
  - ⑤ 決算書類（貸借対照表および科目別内訳書（過去3年間））
  - ⑥ 生産物賠償責任保険証の写し
  - ⑦ 学校給食業務実績書（任意様式）

- ⑧ 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書（任意様式）
- ⑨ 危機管理に関する提案書（任意様式）
- ⑩ 安全衛生管理に関する提案書（任意様式）
- ⑪ 調理業務実施体制に関する提案書（任意様式）
- ⑫ 調理従事者の教育に関する提案書（任意様式）
- ⑬ 見積書（様式4）

※⑧～⑫については、別紙1「提案書等に必ず記載する事項」を記載する。

履行期間にかかる額を見積額とし、単年度の内訳についても記載すること。なお、消費税相当額は含まない金額とする。

※提出部数 正1部 副8部

※提出方法 持参による

※提出先 教育委員会 学校教育課

※提出期限 令和7年10月30日（木）午後4時必着

## （2）プロポーザル方式実施要領に関する質問について

### ① 質問方法

質問書（様式3）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。その際、学校教育課に電話で質問書を送信した旨を必ず連絡し、学校教育課に提出すること。

Eメールアドレス [gakkou@city.yatomi.lg.jp](mailto:gakkou@city.yatomi.lg.jp)

### ② 受付期間 令和7年10月14日（火）午後4時まで

### ③ 質問に対する回答について

電話や口頭等の個別の対応はしません。回答は下記の回答期限までに弥富市ホームページ上で行う。

回答期限 令和7年10月28日（火）午後4時まで

## （3）施設見学（希望する事業者のみ）について

### ① 日時 令和7年10月7日（火）

小中学校：午前9時30分～ 2校（大藤小学校、弥富中学校）

### ② 申込方法 [gakkou@city.yatomi.lg.jp](mailto:gakkou@city.yatomi.lg.jp)宛てに本文で「施設見学」希望である旨を申し出ること。

「電子メールの件名」は「施設見学（弥富市学校給食プロポーザル）」とする。

本文中に「社名、所属、参加者の職・氏名、参加人数及び連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記載すること。

※メール送信後は弥富市学校教育課に電話（0567-65-1111（代表））で受信確認をすること。

### ③ 申込期限 令和7年10月3日（金）午後4時まで

### ④ 参加人数 1事業者につき2名まで

- ⑤ その他 施設見学当日は、市では特に資料等の準備はしない。参加者の「検便検査報告書」、帽子、エプロン、履物を準備すること。

## 8 企画提案書等の審査方法

委託業者は、「弥富市給食調理業務委託業者選定審査会」において非公開で行う。

### (1) プレゼンテーション審査

#### ① 日時

令和7年11月13日(木) 午前9時30分開始

プレゼンテーションの時間は、提案者に別途通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は、参加申込書および事業活動に関する書類の受付の遅かった者から順に実施する。

#### ② 会場

弥富市役所 3階 大会議室C

所在地 弥富市前ヶ須町南本田 335

#### ③ 実施時間

①プレゼンテーション時間以内 25分間

②質疑応答 15分間

#### ④ 出席者

4名までとする。

#### ●プレゼンテーションの方法

必要に応じPC、プロジェクターを使用して大型スクリーンに映像を映し、企画提案書の説明は可能とするが、機器についてはすべて各自で用意すること。

スクリーン及びプロジェクターは会場に設置してあるが、PCと当市の映写システムを接続するケーブル(HDMI)を持参すること。また、プロジェクターを持参してもよいこととする。

※審査会で受けた評価が優秀な順に優先交渉権者および次点交渉権者を特定する。

## 9 契約

### (1) 委託期間 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

ただし、令和10年4月1日より、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の4校は再編され、「よつば小学校」になる。それに伴い、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校の調理業務を委託期間を令和10年3月31日までとする。また、よつば小学校は、十四山西部小学校を増改築するため、令和9年3月17日から同年9月30日まで、十四山東部小学校で十四山西部小学校の給食を調理し、配送をする。

### (2) 契約時期 3月下旬(令和7年度内)

### (3) 厨房機器等の使用

調理業務は、各学校の調理室備え付けの厨房機器を使用するが、別に「市有財産無償貸付契約」を締結する。

## 10 その他留意事項

- (1) 書類の作成、提出に関する費用は、提案者負担とする。
- (2) 提出書類は、審査以外に提案者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類は、返却せず、弥富市で適正に保管し処分する。
- (4) 業務受託者は、弥富市の承諾を得ず、本業務の処理を他に委託し、または、請け負わせてはならない。